

お知らせ

新規検査等における新たな 審査方法について

指定自動車等の新規検査又は予備検査について、変更又は架装した場合の書面提出義務が規定されました。

当該規定については、平成29年10月1日以降の新規検査から適用されますので、お知らせいたします。

【概要】

- (1) 指定を受けた構造・装置の変更又は架装した場合の書面提出義務
新規検査等において、指定を受けた構造・装置を変更又は架装した場合、当該部位について定められた書面を検査当日に提出してください。
- (2) 新規検査等における事前提出書面の審査
指定を受けた構造・装置の変更又は架装により、当該自動車に係る保安基準の適合性に影響がある場合（技術基準等に限る。）には、新規検査等に先だって定められた書面を事前に提出してください。

注意：（1）又は（2）において提出書面に不備等があった場合は、検査ができませんのでご注意ください。

※ 予備検査証の交付を受けた自動車、一時抹消登録又は自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除きます。



軽自動車検査協会

Light Motor Vehicle Inspection Organization